

平成 28 年 9 月 16 日

環境大臣 山本公一 殿

北海道北部における
複数の事業者による集中した大規模風力発電事業にかかる陳情書

〔陳情者〕

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 佐藤 仁志

日本野鳥の会道北支部
支部長 小杉 和樹（公印省略）

特定非営利活動法人サロベツ・エコ・ネットワーク

ク

代表理事 高瀬 清（公印省略）

北海道ラムサールネットワーク
代表 小西 敢（公印省略）

日本雁を保護する会
会長 呉地 正行（公印省略）

〔陳情の趣旨〕

北海道北部の道北地方において、複数の事業者による集中した風力発電事業計画が進んでおり、設置予定場所も集中していることから、オジロワシ等の希少な野生生物への重大な影響が危惧されます。そこで、環境省におかれましては、野鳥への影響（バードストライク、障壁影響、生息地放棄等）が回避されるよう、事業者に適切なお指導をいただくとともに、環境影響評価準備書に対し、計画の見直しを含めた厳しい環境大臣意見を述べていただきたく、陳情いたします。

〔陳情の理由〕

利尻礼文サロベツ国立公園を中心とするサロベツ原野と、その周辺に広がる周氷河地形を有する北海道北部地域は、鳥類をはじめとする国内を代表する多くの絶滅危惧種を含む貴重な野生生物の宝庫であり、その一部は国際的に重要な野鳥の生息地（IBA）に登録されています。

この地は、渡り鳥にとって国内有数の重要な渡り経路となっており、特に水

鳥の生息地として国際的に重要な湿地の保全と適正な利用を目的とした、ラムサール条約登録湿地も多く含まれています。また、国内希少野生動植物種等に指定されている鳥類が多く生息（繁殖又は越冬）している地域です。

このような地域において、現在計画されているような風力発電事業の集中がおこれば、バードストライクや渡り経路の変更による攪乱・生息地の放棄・景観の悪化による観光産業への悪影響等が予測されます。これまでに、北海道で風車に衝突して死亡したオジロワシが、少なくとも45羽に及んでいることなどからも明白です。

具体的には、道北エナジー社による大規模風力発電7事業（増幌・樺岡・川西・川南・勇知・芦川・豊富山）及びエコ・パワー社による複数事業（稚内市・豊富町における風力発電事業及び幌延町・天塩町における風力発電事業）並びに三浦電機（株）による事業（仮称「北海道（道北地区）ウインドファーム豊富」）の新規事業であり、すでに172基の風車が設置されているこの地に、新たに230基を超える風車が建設されれば、希少な野生生物に重大な影響を及ぼす恐れがあります。

渡り鳥の重要な経路でもある地域において、これほど多くの風力発電施設の集中は、世界的にも希であり、国際的にも慎重な検討が求められる状況にあると考えます。

欧州など、再生可能エネルギーの先進国では、地域の自然や産業と共存することを目的としたゾーニングを元に、適正な立地を選定した上で事業計画が進められています。しかし、わが国では、風力発電等の導入計画地域が増えているにもかかわらず、現在までゾーニング等が実施されておらず、道北地方でも行われていません。

環境省におかれましては、一刻も早くゾーニング等の適切な対応を行うと共に、当面の対策として、少なくとも稚内市・豊富町・幌延町・天塩町を対象に、風力発電が地域の自然や産業と共存可能な適正な立地に計画されているかという観点から協議会を設置し、事業者や地方行政機関、地域住民、来訪者、環境保護団体等の意見を取り入れながら、立地選定の段階から計画を見直すよう、環境大臣意見を述べるべきと考えます。

また、国内希少野生動植物種・天然記念物種等の法的保護対象種及び絶滅危惧種に選定されている鳥類が生息し、悪影響が予測される場合には、風力発電に対して脆弱な鳥類の繁殖地・中継地・越冬地、渡り経路等を保護し、風力発電による影響を回避するという観点から、不足している場合は調査を継続的に行い、情報収集を行うと共に、必要と考えられる場合には、協議会の意見を取り入れた上で、計画を見直すよう環境大臣意見を述べるべきと考えます。

さらに、当該地のように、多くの事業が集中する地域においては、個別の事業計画ごとに環境影響評価を行っていても、地域全体に係る環境影響を適正に評価することはできません。複数の風力発電事業による複合的・累積的な環境影響についての評価手法を確立すると共に、適切な指導を行っていただきたく陳情するものです。

以上